

## DEL MONTE が QIANDU CALPAK 商標に異議申立成功

(商標法 30 条 図形全体類似)

デルモンテ食品会社 (DEL MONTE FOODS、INC.) は、世界的に有名な食品メーカーで、各種の精選された良質な果物と野菜の缶詰、魚介類の加工食品を展開しており、その有名な果物缶詰とトマトソース製品「DEL MONTE」は世界の多くの国で広く販売されている。

デルモンテ社は、泉州市謙某生態食品有限公司が第 29 類「果物缶詰、魚缶詰」等の商品において商標「QIANDU CALPAK 1916 及び図形」の商標を出願していることを発見した。文字の構成は大きく異なるが、全体的な図形デザインは明らかにデルモンテ社が長年使用してきた「DEL MONTE 及び図形」商標と特有の製品ラベルのコピーであり模倣に該当する。また、泉州市謙某生態食品有限公司及びその関連主体は、「亀甲万」、「四季宝」、「楽思福」、「三象」など、複数の食品ブランドを大々的に模倣している。これにより、デルモンテ社は異議の申立をし、被異議申立商標の登録及び使用は、関連公衆に商品出所の混同及び誤認を生じさせる可能性があり、かつ被異議申立人にデルモンテ社及びその他の食品ブランドを繰り返し模倣していることから、悪意がある旨主張した。



被異議申立商標



異議申立人引用商標



異議申立人の実際使用した製品包装

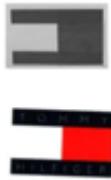
最終的に、国家知識産権局は異議決定において、被異議申立商標と異議申立人の登録商標「DEL MONTE 及び図形」の図形部分が、構成要素、デザインのアイデア及び全体的な外観が類似しており類似すると認定するとともに、被異議申立人に他人の先行商標を複製、盗作及び模倣する故意があると認定し、『商標法』第7条、第30条の規定に基づき被異議申立商標を登録不許可とした。

#### コメント：

『商標法』第30条の立法趣旨は、市場における混同を抑止するためであり、商標の類似の程度を考慮するだけでなく、実情に合わせて、混同を生じさせるか否かを判断の根拠とすべきである。北京市高級人民法院の「商標の権利付与・権利確定に係る行政案件の審理指南」は、「商標法第30条、第31条を適用する場合、商標の類似の程度、商品の類似の程度、引用商標の識別力及び知名度、関連公衆の注意の程度及び係争商標出願人の主観的意図等の要素、並びに前述の要素間の相互影響を総合的に考慮し、関連公衆に混同を生じさせやすいか否かを基準とすることができます」。

近年、国家知識産権局は異議申立と無効審判の審理においても、当事者の主観的悪意を考慮することが多くなった。商標そのものの類似の程度が多少低くても、悪意の要素を重ね合わせた後も、係争商標が登録された場合、関連公衆に混同を生じさせ、『商標法』第30条の規定する状況に該当すると認定する可能性がある。

例えば、下表の一連の案件（上から1～5は万慧達が代理した）の中で、国家知識産権局と人民法院は、すべての引用商標の知名度、相手方の悪意など多くの要素を十分に考慮し、最終的に両商標は類似し、混同を生じさせると裁定した。

係争商標	引用商標	判決文番号	案件の概要
	 商評字[2019] 第0000315541号		<p>1. Tommy Hilfigerは、高級レディース、メンズカジュアルウェアブランドで、「」をブランドとしている。</p> <p>2. 被請求人は全部で1307件の商標を出願しており、そのうち第25類に大量の「AMANNUO」、「BABAURY」、「DUIOE&amp;GABANNA」などの国際的著名ブランドを模倣した商標を出願していた。</p>

四秀宝	四季宝	(2020)商標異字 第 0000133245 号	<ol style="list-style-type: none"> <li>異議申立人の「四季宝」は有名なピーナツバターブランド；</li> <li>被異議申立人は 100 件を超える商標を出願し、そのうち複数の他の独創性や識別力が高い先行商標と完全に同一または類似性の高い商標を含み、一部はすでに関連権利人に異議を申立てられた。</li> </ol>
闪露	滴露	(2022)商標異字 第 0000132946 号	<ol style="list-style-type: none"> <li>異議申立人の「滴露」は消毒除菌領域の日用品の知名ブランドである；</li> <li>被異議申立人は 300 件以上の商標を出願し、「愛歩」、「暇歩士」、「威猛太太」、「凌仕」など多数の他人の商標と完全に同一または類似性の高い商標を含み、一部はすでに関連権利人に異議を申立てられた。</li> </ol>
		(2023)商標異字 第 0000053594 号	<ol style="list-style-type: none"> <li>異議申立人の FENDI はイタリアの有名な高級ブランドであり、高級毛皮商品の生産に長けている。</li> <li>被異議申立人は異なる商品と衣服類に大量に異議申立人の商標と完全に同一または類似性の高い商標を出願し、例えば、「KARLFENDI」、「カル芬迪」、本件の被異議申立商標の図形などがある。</li> </ol>
美淘氏使高	世高 Score 世高	商評字[2024] 第 0000163169 号	出願人であるシンジエンタは中国及びグローバルで、植物保護農業化学製品領域において名が知られている。出願人の「世高」殺菌剤商品は高い知名度を有している。
钓台雄风		(2024)京行 終 2789 号	引用商標の権利者が経営する「釣魚台賓館」は中国国家指導者が外事活動に使用する重要な場所であって、中国が各国リーダーや重要客人を接待する最高級のホテルである。

本件では、両商標は細部において同一ではないが、被異議申立商標のデザインは明らかに異議申立人の先行商標を模倣し、異議申立人のラベルデザインと類似している。また、異議申立人の「Del Monte」は食品分野で高い知名度を有している。被異議申立人が異議申立人のブランドやその他の有名な食品ブランドを繰り返し模倣している事実からすれば、被異議申立人が異議申立人の「Del Monte」ブランドを故意に模倣したことは明白である。最終的に、国家知識産権局は、両商標の類似度だけにこだわらず、上述の関連要素を総合的に考慮した上で、最終的に被異議申立商標と異議申立人

の引用商標は類似すると認定し、「商標法」第30条の規定に違反すると下した。

以上のことから、今後、比較する商標のデザインに多少の差異があったとしても、権利者は混同を生じさせる可能性のある他の要素を十分に立証することによって、両商標の併存が混同を生じさせるとして、審査官に対し、『商標法』第30条の適用を促す可能性がある。

最後に、侵害商標が一旦登録されると、真の商標権者は無効審判請求を通じて侵害商標を排除する必要があるが、侵害者は侵害商標の使用を長期化させ、真の商標権者の信用などに継続して悪影響を及ぼす。したがって、疑わしい商標に対して、真の商標権者が、速やかに異議を申立て、当該商標の登録を阻止することを推奨する。これによって、疑わしい商標が登録された後に真の商標権者に大きなトラブルをもたらすことを回避することができる。

作者：李琛

© 万慧達知知識産權 2024